

釜石市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

1 釜石市移住支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づく報告及び調査について、市長から求められた場合には、それに応じます。

2 次に掲げる場合には、釜石市移住支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

(1) 全額の返還

- ア 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合
- イ 補助金の申請日から 3 年に満たない間に釜石市から転出した場合
- ウ 補助金の申請日から 1 年以内に当該補助金の要件に該当する職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- オ 次条の規定に基づく報告及び調査に応じない場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日から 3 年以上 5 年に満たない間に釜石市から転出した場合

年 月 日

氏名

住所